

「定額減税しきれないと見込まれた方」等に対して追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）が支給されます

対象者及び支給手続きは以下のとおりです

1. 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた人**に対する支給

①令和6年1月1日以前より郡上市にお住まいの人の場合

- ・対象者には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しています。
- ・確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認し、**返信してください。**



②令和6年1月2日～令和7年1月1日に郡上市に転入された人の場合

- ・給付金は郡上市より支給されますが、受け取るには**申請が必要です。**
- ・申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。

※令和7年1月2日以降に転入された人は以前にお住まいの市区町村に申請してください

2. 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある人

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった人に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

<対象者>（以下の条件を全て満たす人）

- ・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≡本人として定額減税対象外）
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の人、合計所得金額48万円超の人（≡扶養親族等としても定額減税対象外）
- ・低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

- ・給付金を受け取るには、**申請が必要です。**
- ・申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。

ご不明な点があれば税務課（67-1837）までお問い合わせください

各申請書は、税務課で受け取るか、市ホームページからもダウンロードできます。



※内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一体措置もご覧ください

不足額給付

検 索

給付金・定額減税一体措置

検 索

